

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部 長 官 官 房  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

### 目 次

### 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定 (同) 三
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 三
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (同) 三
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (同) 三
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可 (同) 五
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (同) 五
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 六
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 六
- 保安林の指定の解除の予定 (同) 七
- 保安林の指定の解除の予定 (同) 七
- 保安林の指定の解除の予定 (同) 七
- 保安林の指定の解除の予定 (同) 七
- 保安林の指定の解除の予定 (同) 七
- 道路の区域変更 (道路課) 八
- 道路の供用開始 (同) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (会計課) 九
- 教育委員会定例会の開催 (教育委員会) 九
- 選挙管理委員会 (選挙管理委員会) 一
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 (同) 一

ページ

## 告 示

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数  
一 二

○ 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示  
一 二

### ○ 宮城県告示第六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七二一三〇二一六六	介護保険タクシール桜 栗原市若柳川南子々松二百八十五番地	株式会社 f u j i m u r a	平成三十年三月一日
○四七二二〇一三八三	合同会社介護タクシール 柴田郡柴田町西船迫四丁目一番地四十八	合同会社介護タクシール むろ	平成三十年三月一日
○四七二〇二二九五三	訪問介護こすもす 石巻市大街道北三丁目四番八十号	株式会社こすもす訪問介護石巻	平成三十年四月一日
○四七〇三〇一〇一一	株式会社ソーシャルライ 塩竈市石堂三番十五号	株式会社ソーシャルライ イフ プラス	平成三十年四月一日
○四七二六〇〇九六四	お月さまステーション株式 会社 宮城県七ヶ浜町境山二丁目九番地六十五	お月さまステーション株式 会社	平成三十年五月一日
○四七〇二〇二九六一	あくとかア石巻 石巻市あけぼの二丁目四番地五クタウンハイムあけぼの I-102号	株式会社双泉メディカル ケア	平成三十年六月一日
○四七二二〇一三九一	合同会社オハナ 柴田郡大河原町東桜町七番地十二	合同会社オハナ	平成三十年六月一日
○四七〇五〇一一六四	医療法人溪仁会ホームヘル パスステーションおおしま	医療法人溪仁会	平成三十年七月一日

二 訪問入浴介護

〇四七〇九〇〇八八七	気仙沼市廻館五十五番地二 SOMPOケア 仙塩七ヶ 浜訪問介護	SOMPOケア株式会社	平成三十年七 月一日
〇四七一六〇〇〇六四	SOMPOケア 富谷 訪 問介護 富谷市日吉台二丁目六番地 二	SOMPOケア株式会社	平成三十年七 月一日
〇四七二二〇一四一七	SOMPOケア 大河原 訪問介護 柴田郡大河原町幸町五番地 十五	SOMPOケア株式会社	平成三十年七 月一日
〇四七二二〇一四二五	SOMPOケア 柴田 訪 問介護 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一番十七号	SOMPOケア株式会社	平成三十年七 月一日

二 訪問入浴介護

〇四七一六〇〇〇五六	アースサポート富谷 富谷市富谷清水仲百十九番 地四	アースサポート株式会社	平成三十年五 月十五日
〇四七二二〇一四三三	SOMPOケア 柴田 訪問介護 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一番十七号	SOMPOケア株式会社	平成三十年七 月一日

三 通所介護

〇四七〇三〇〇九九七	機能訓練特化型デイサービ スみつちゃん 塩竈市字伊保石二十一番地 一	社会福祉法人大和福壽会	平成三十年三 月一日
〇四七〇二〇二九四六	せんだんの杜のう地域福 祉センター通所介護事業所 石巻市桃生町中津山字八木 百五十七番地一	社会福祉法人東北福祉会	平成三十年四 月一日
〇四七〇五〇一五五六	春園苑大谷デイサービスセ ンター 気仙沼市本吉町長根百五十 一番地一	社会福祉法人春園会	平成三十年四 月一日
〇四七二二〇一七〇七	デイサービスセンターとん ぼ 登米市豊里町大曲百二十四 番地四	株式会社とんぼ	平成三十年四 月一日
〇四七二四〇〇八四五	デイサービス ひまわり	株式会社 ひまわりケア	平成三十年四 月一日

四 短期入所生活介護

〇四七三二〇一〇九五	亘理郡山元町高瀬字合戦原 百番四十一号	システム	月一日
〇四七三二〇一〇九四	おんべこデイサービスセン ター 遠田郡美里町北浦字蛇沼四 番地の一	株式会社希南	平成三十年四 月一日
〇四七二二〇二一七四	デイサービスふんわり 栗原市築館下宮野町百二十 二番地	株式会社 O' b a d d y	平成三十年六 月一日
〇四七一四〇〇三二七	医療法人社団健育会ひまわ りデイサービスセンター 東松島市赤井字八反谷地百 番五	医療法人社団健育会	平成三十年六 月一日
〇四七〇二〇二九七九	医療法人啓仁会通所介護事 業所立町ロイヤルハビリ センター 石巻市立町二丁目五番五号	医療法人啓仁会	平成三十年七 月一日
〇四七〇三〇一〇三七	SOMPOケア 仙塩 デイサービス 塩竈市錦町五番十七号	SOMPOケア株式会社	平成三十年七 月一日
〇四七二二〇一四三三	SOMPOケア 柴田 デイサービス 柴田郡柴田町船岡南二丁目 一番十七号	SOMPOケア株式会社	平成三十年七 月一日
〇四七二六〇〇九八〇	デイサービス ゆとり 宮城郡七ヶ浜町遠山五丁目 十二番七十七号	有限会社ほたる	平成三十年七 月一日

四 短期入所生活介護

〇四七二二〇一六九九	特別養護老人ホームせくれ Secure 登米市追町新田字狼ノ欠二 十番四百二十	社会福祉法人ふれあいの 里	平成三十年四 月一日
〇四七二二〇一三三六	地域密着型特別養護老人ホ ーム阿武隈シエントピア 伊具郡丸森町館矢間館山字 中道百三十二番地	社会福祉法人ウエルフェ ア仙台	平成三十年四 月一日
〇四七二四〇〇八五二	特別養護老人ホーム 第二 みやま荘 亘理郡山元町高瀬字合戦原 百番地四十	社会福祉法人静和会	平成三十年六 月一日

〇宮城県告示第十六十九号  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者と

して、次のとおり指定した。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七一一〇〇八〇〇	ケアプランセンター 希望の木の岩沼市下野郷字北谷地百七十四番二号	株式会社志篤	平成三十年三月一日
〇四七一五〇二六二五	ケアプラン暖のうつわ大崎市古川稲葉字大江向二一十アークヴィレッジC112	株式会社ワームリレイションズ	平成三十年三月十五日

〇宮城県告示第七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七一五〇二六二二	大崎市社会福祉協議会特別養護老人ホーム 楽々楽館 大崎市古川保柳字中江五番二号	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	平成三十年四月一日

〇宮城県告示第七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問介護	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二三〇二一六六	介護保険タクシー桜 栗原市若柳川南字々松二百八十五番地	株式会社 Fujimura	平成三十年三月一日

二 介護予防訪問入浴介護

〇四七二二〇一三三三	合同会社介護タクシーこむろ 柴田郡柴田町西船迫四丁目一番地四十八	合同会社介護タクシーこむろ	平成三十年三月一日
------------	----------------------------------	---------------	-----------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二六〇〇〇五六	アースサポート富谷 富谷市富谷清水仲百十九番地四	アースサポート株式会社	平成三十年五月十五日

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇三〇〇九九七	機能訓練特化型デイサービス みつちやん 塩竈市字伊保石二十一番地一	社会福祉法人大和福寿会	平成三十年三月一日
〇四七一三〇二一五八	デイサービスおやま 栗原市一迫真坂南町二十五番地	株式会社MT. Oケア	平成三十年三月一日

〇宮城県告示第七十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成三十年十二月十一日

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二四〇〇八五二	特別養護老人ホーム 第二みやま荘 巨理郡山元町高瀬字合戦原百番地四十	社会福祉法人静和会	平成三十年六月一日

〇宮城県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成三十年十二月十一日

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二三〇〇一三六	地域密着型特別養護老人ホーム阿武隈シエロントピア 伊具郡丸森町館矢間館山字中道百三十二番地	社会福祉法人ウエルフェア仙台	平成三十年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 訪問看護				二 訪問入浴介護				一 訪問介護			
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七二四〇〇〇六八	やまもと訪問入浴サービス 巨理郡山元町高瀬字合戦原 五十四番地二	医療法人社団松村クリニ ック	平成三十年三 月三十一日	〇四七二二〇〇九三九	ジャパンケア富谷 富谷市日吉台二丁目六番二 号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日	〇四七二二〇一〇八六	有限会社中央タクシー 柴田郡大河原町西浦三十二 番地の一	有限会社中央タクシー	平成三十年七 月三十一日
〇四七二二〇〇七八一	有限会社中央タクシー 柴田郡大河原町西浦三十二 番地の一	有限会社中央タクシー	平成三十年七 月三十一日	〇四七二二〇一〇六〇	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日	〇四七二二〇一〇六六	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日
〇四七二二〇一〇八六	ジャパンケア大河原 柴田郡大河原町幸町五番地 十五	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日	〇四七〇九〇〇五二三	ジャパンケア仙塩七ヶ浜 多賀城市大代五丁目十番四 十五号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日	〇四七〇二〇一五六七	アミカ石巻介護センター 石巻市丸井戸一丁目六番十 八	株式会社HCM	平成三十年五 月三十一日
〇四七〇二〇一五六七	アミカ石巻介護センター 石巻市丸井戸一丁目六番十 八	株式会社HCM	平成三十年五 月三十一日	〇四七〇三〇〇〇五四	公益財団法人ソーシャルサ ービス協会塩釜事業所 塩釜市石堂三番十五号	公益財団法人ソーシャル サービス協会	平成三十年三 月三十一日	〇四七〇二〇一六〇九	あおぞらヘルパーステーシ ョン 石巻市丸井戸三丁目十七番 十八号	特定非営利活動法人あお ぞら	平成三十年三 月三十一日
〇四七〇二〇一六〇九	あおぞらヘルパーステーシ ョン 石巻市丸井戸三丁目十七番 十八号	特定非営利活動法人あお ぞら	平成三十年三 月三十一日	〇四七〇二〇一三五一	こゝぶのお家いしのまきへ ルパーステーション 石巻市向陽町三丁目二十六 番一	社会福祉法人こゝぶ福祉 会	平成三十年三 月三十一日	〇四七〇二〇一三五一	こゝぶのお家いしのまきへ ルパーステーション 石巻市向陽町三丁目二十六 番一	社会福祉法人こゝぶ福祉 会	平成三十年三 月三十一日
〇四七〇二〇一三五一	こゝぶのお家いしのまきへ ルパーステーション 石巻市向陽町三丁目二十六 番一	社会福祉法人こゝぶ福祉 会	平成三十年三 月三十一日	〇四六〇七九〇〇四一	岡部医院訪問看護ステーシ ョン 名取市植松一丁目一番二十 四号	医療法人社団爽秋会	平成三十年三 月三十一日				
〇四六〇七九〇〇四一	岡部医院訪問看護ステーシ ョン 名取市植松一丁目一番二十 四号	医療法人社団爽秋会	平成三十年三 月三十一日								

  

六 特定福祉用具販売				五 福祉用具貸与				四 通所介護			
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇六〇〇一八〇	有限会社三栄電機商会 白石市本町九十七番地	有限会社三栄電機商会	平成三十年三 月三十一日	〇四七〇七〇〇三六〇	ツクイ名取 名取市増田八丁目一番五十 一号	株式会社ツクイ	平成三十年七 月三十一日	〇四七二二〇一〇七八	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日
〇四七〇六〇〇一八〇	有限会社三栄電機商会 白石市本町九十七番地	有限会社三栄電機商会	平成三十年三 月三十一日	〇四七〇七〇〇三六〇	ツクイ名取 名取市増田八丁目一番五十 一号	株式会社ツクイ	平成三十年七 月三十一日	〇四七二二〇一〇七八	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日
〇四七〇七〇〇五四三	あおいケア仙台南 名取市増田五丁目二番十号	株式会社ウエルライフ KAWADA	平成三十年三 月三十一日	〇四七〇八〇〇四一八	デイサービス暖暖 角田市横倉字卯ノ崎九十四 番十七号	株式会社ミツイ	平成三十年七 月三十一日	〇四七〇三〇〇七三二	ジャパンケア仙塩 塩釜市錦町五番十七号一 階	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日
〇四七〇七〇〇五四三	あおいケア仙台南 名取市増田五丁目二番十号	株式会社ウエルライフ KAWADA	平成三十年三 月三十一日	〇四七〇八〇〇四一八	デイサービス暖暖 角田市横倉字卯ノ崎九十四 番十七号	株式会社ミツイ	平成三十年七 月三十一日	〇四七〇三〇〇七三二	ジャパンケア仙塩 塩釜市錦町五番十七号一 階	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日
〇四七二二〇一〇七八	おんべこデイサービスセン ター 遠田郡美里町北浦字蛇沼四 番地の一	株式会社アルカディア	平成三十年三 月三十一日	〇四七二二〇一〇七八	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日	〇四七二二〇一〇七八	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日
〇四七二二〇一〇七八	おんべこデイサービスセン ター 遠田郡美里町北浦字蛇沼四 番地の一	株式会社アルカディア	平成三十年三 月三十一日	〇四七二二〇一〇七八	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日	〇四七二二〇一〇七八	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日
〇四七二二〇一〇七八	おんべこデイサービスセン ター 遠田郡美里町北浦字蛇沼四 番地の一	株式会社アルカディア	平成三十年三 月三十一日	〇四七二二〇一〇七八	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日	〇四七二二〇一〇七八	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日
〇四七二二〇一〇七八	おんべこデイサービスセン ター 遠田郡美里町北浦字蛇沼四 番地の一	株式会社アルカディア	平成三十年三 月三十一日	〇四七二二〇一〇七八	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日	〇四七二二〇一〇七八	ジャパンケア柴田 柴田郡柴田町船岡南一丁目 一十七号	株式会社ジャパンケアサ ービス	平成三十年六 月三十日

七 短期入所生活介護

○四七〇七〇〇五四三	あおいケア仙台南 名取市増田五丁目二番十号	株式会社ウエルライフ KAWADA	平成三十年三 月三十一日
○四七三二〇〇九二三	介護用品レンタルショップ 遠田郡浦谷町浦谷字八方谷 三三五番地十四	心結株式会社	平成三十年五 月十八日

介護保険事業所番号 ○四七一五〇一八〇九	事業所の名称及び所在地 大崎市社会福祉協議会 特 別養護老人ホーム楽々楽館 大崎市古川保柳字中江五番 地二	事業者の名称 社会福祉法人大崎市社会 福祉協議会	廃止年月日 平成三十年三 月三十一日
-------------------------	---	--------------------------------	--------------------------

○宮城県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業  
者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七一五〇一八八二	事業所の名称及び所在地 合同会社テンドーケアーニ コニコケアプランセンター 大崎市松山千石字松山三百 八十三番地一	事業者の名称 合同会社テンドーケアー ニ	廃止年月日 平成三十年三 月一日
○四六〇六九〇〇一九	白石市医師会訪問看護ステ ーション 白石市大手町一番一号 健 康センター三階	一般社団法人白石市医師 会	平成三十年三 月三十一日
○四七〇三〇〇〇五四	公益財団法人ソーシャルサ ービス協会塩釜事業所 塩竈市石堂三番十五号	公益財団法人ソーシャル サービス協会	平成三十年三 月三十一日
○四七二二〇〇六九一	広域介護サービス東和 登米市東和町錦織字大町八 番地一	株式会社宮城登米広域介 護サービス	平成三十年三 月三十一日
○四七二二〇〇七〇九	広域介護サービス登米 登米市登米町寺池桜小路八 十九番地	株式会社宮城登米広域介 護サービス	平成三十年三 月三十一日
○四七三二〇〇四五〇	介護ステーションたかや 柴田郡大河原町新南三十一 番十一号	有限会社愛	平成三十年三 月三十一日

○四七二六〇〇三八六

合資会社七ヶ浜福祉相談室 宮城郡七ヶ浜町花洲浜字上 ノ山九十二番地の二	合資会社七ヶ浜福祉相談 室	平成三十年三 月三十一日
---	------------------	-----------------

○宮城県告示第七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保  
健施設の開設を許可した。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四五二六八〇〇一一	施設の名称及び所在地 介護老人保健施設 富谷の 郷 富谷市三ノ関坂ノ下百十六 番三	開設者の名称又は氏名 公益社団法人地域医療振 興協会	許可年月日 平成三十年六 月一日
-------------------------	---	----------------------------------	------------------------

○宮城県告示第七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ  
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一三五一	事業所の名称及び所在地 こゝぶのお家いしのまきへ ルサービスステーション 石巻市向陽町三丁目二十六 番一号	事業者の名称 社会福祉法人こゝぶ福祉 会	廃止年月日 平成三十年三 月三十一日
○四七〇二〇一六〇九	あおぞらヘルパーステーシ ョン 石巻市丸井戸三丁目十七番 十八号	特定非営利活動法人あお ぞら	平成三十年三 月三十一日
○四七〇三〇〇〇五四	公益財団法人ソーシャルサ ービス協会塩釜事業所 塩竈市石堂三番十五号	公益財団法人ソーシャル サービス協会	平成三十年三 月三十一日
○四七〇三〇〇〇八八	公益財団法人宮城厚生協 会 ケアステーションしおかぜ 塩竈市庚塚一番地三	公益財団法人宮城厚生協 会	平成三十年三 月三十一日

○四七〇九〇〇二八三	公益財団法人宮城厚生協会 ケアステーションつくし介 護	公益財団法人宮城厚生協 会	平成三十年三 月三十一日
○四七一五〇一四三七	多賀城市笠神一丁目八番二 十八号 公益財団法人宮城厚生協会 ケアステーションあゆみ介 護	公益財団法人宮城厚生協 会	平成三十年三 月三十一日
	大崎市古川 駅東二丁目十二 番地十八		

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二四〇〇〇六八	やまもと訪問入浴サービス 亙理郡山元町高瀬字合戦原 五十四番地二	医療法人社団松村クリニ ック	平成三十年三 月三十一日

三 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四六〇七九〇〇四一	岡部医院訪問看護ステーシ ョン 名取市植松一丁目一番二十 四号	医療法人社団爽秋会	平成三十年三 月三十一日

四 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七〇二〇〇八五八	せんだんの杜のう地域福 祉センター通所介護事業所 石巻市桃生町中津山八木字 百五十七番地一	社会福祉法人東北福祉会	平成三十年三 月三十一日
○四七一三〇〇三九二	デイサービスみどりの家 栗原市一迫柳目字高田四百 十四番地二	有限会社みどりの家	平成三十年三 月三十一日
○四七三二〇〇四二八	おんべこデイサービスセン ター 遠田郡美里町北浦字蛇沼四 番地の一	株式会社アルカディア	平成三十年三 月三十一日

五 介護予防福祉用具貸与

六 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七〇六〇〇一八〇	有限会社三栄電機商会 白石市本町九十七番地	有限会社三栄電機商会	平成三十年三 月三十一日
○四七〇七〇〇五四三	あおいケア仙台南 名取市増田五丁目二番十号	株式会社ウエルライフ KAWADA	平成三十年三 月三十一日

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七〇六〇〇一八〇	有限会社三栄電機商会 白石市本町九十七番地	有限会社三栄電機商会	平成三十年三 月三十一日
○四七〇七〇〇五四三	あおいケア仙台南 名取市増田五丁目二番十号	株式会社ウエルライフ KAWADA	平成三十年三 月三十一日
○四七三二〇〇九二三	介護用品レンタルショップ 遠田郡涌谷町涌谷字八方谷 三三十五番地十四	心結株式会社	平成三十年五 月十八日

七 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七一五〇一八〇九	大崎市社会福祉協議会 特 別養護老人ホーム楽々楽館 大崎市古川保柳字中江五番 地二	社会福祉法人大崎市社会 福祉協議会	平成三十年三 月三十一日

○宮城県告示第七十六号  
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通  
所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。  
平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害児通所 支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇五〇〇五二五	いっぽ 気仙沼市赤岩四十二 八十番地二十八	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人水梨か ふえ	平成三十年十 二月一日

○宮城県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字戸倉一二七の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市岩出山字上東昌寺沢二〇八の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉字通原三二八の一、三二八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向四五の八八・四五の八九（以上二筆国有林）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

岩沼市寺島字川向二の三・二の七・一二の一から一二の一三まで（以上五筆国有林）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

塩竈市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

塩竈市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十二月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 一〇八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
大崎市鳴子温泉鬼首字鹿子田一六番一 地先から 同市鳴子温泉鬼首字重沢九番一地先ま で	前	後	前	後	三、〇二九・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	B	A	B		
	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇		
	二七・二	二七・二	二七・二	二七・二		
	七・六〇	七・六〇	七・六〇	七・六〇		
	七・六〇	七・六〇	七・六〇	七・六〇		

○宮城県告示第千八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十二月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日



公 告

一般国道 一〇八号

大崎市鳴子温泉字中川原二〇番一地从先から  
同市鳴子温泉字中川原二〇番一地从先まで

平成三十年  
十二月十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県財務総合管理システム端末装置等機器賃貸借、導入設定及び保守業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成三十一年四月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県行政庁舎、宮城県警察本部、宮城県各合同庁舎、各警察署ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度による認証を取得していること。

9 過去五年以内に当該調達要件と同等以上の契約を締結し、履行した実績を有すること。（賃貸借業務で複数年契約しているものにあつては履行開始から一年以上経過しているものを含む。）

10 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

11 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企

業連合」という。)にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10までの要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県指定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成三十年十二月十一日(火)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所及び問合せ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局会計課出納・決算班(電話〇二二二二二一三三三五)

2 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年十二月十四日

(金)午前九時から平成三十年十二月十四日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年十二月二十五日(火)午前九時から平成三十年十二月二十六日(水)午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 平成三十年十二月二十五日(火)午前九時から平成三十年十二月二十六日(水)午後五時まで

(ロ) 持参の場合 平成三十年十二月二十五日(火)午前九時から平成三十年十二月二十六日(水)午後五時まで

ロ 提出場所 三の1に同じ

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

4 開札の日次及び場所

平成三十年十二月二十七日(木)午前十時三十分

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎一階 宮城県出納局会議室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第一百三条及び第一百四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額(以下「入札価格」という。))をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二者以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調

達案件について翌年度以降の歳出予算が成立しなかった場合の取扱については契約書(案)に示すとおりとする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Lease, installation and maintenance of financial management system terminal equipment and other devices
- 2 Period of Contract : April 1, 2019 to December 31, 2023
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Office
- 4 Deadline for Bid Submissions : December 26, 2018, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Revenue and Account Settlement Section, Accounting Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan E-mail : kaikeik@pref.miyagi.lg.jp
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成三十年十二月十一日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日 時 平成三十年十二月十八日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 平成三十二年宮城県立高等学校入学者選抜方針について

第三号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

第四号議案 指定管理者の指定について

四 傍聴者の定員

十二人  
五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二二二二一三六一一)

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十一号

平成三十年十二月三日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合)にあってはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(は、次のとおりである。

平成三十年十二月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数  
三八、八四〇

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数  
三四二、七五〇

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区 八一、八六〇 岩 沼 選 挙 区 一二、一九六

宮 城 野 選 挙 区 五二、九六三 登 米 選 挙 区 二二、八一

若林選挙区	三八、一三	栗原選挙区	一九、八五四
太白選挙区	六三、九八八	東松島選挙区	一一、二三三八
泉選挙区	五九、九七六	大崎選挙区	三六、八七二
石巻・牡鹿選挙区	四三、二一八	富谷・黒川選挙区	二五、四二〇
塩釜選挙区	一五、六六八	柴田選挙区	二三、一一二
気仙沼・本吉選挙区	二二、三七八	亘理選挙区	一三、一五二
白石・刈田選挙区	一三、七七三	宮城選挙区	一四、〇三三
名取選挙区	二一、二三七	加美選挙区	八、六七〇
角田・伊具選挙区	一一、三九一	遠田選挙区	一一、七八四
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六三三		

○宮選管告示第百三十二号

平成三十年十二月三日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成三十年十二月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四一、七五〇

○宮選管告示第百三十三号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十二月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示（号）の一部を次のように改正する。

第一号様式その二、第二号様式その二及び第三号様式その二中「何年何月何日執行宮城県知事選挙」を「何年何月何日執行何選挙（何選挙区）」に改める。

第五号様式その一中「何年何月何日執行宮城県知事選挙」を「何年何月何日執行何選挙（何選挙区）」に改める。

（ウ）枚数  
「（ウ）枚数 175,000枚」を 「 県議会議員の選挙 16,000枚 に改める。  
ロ 知事の選挙 175,000枚」

この告示は、平成三十一年三月一日から施行する。

附 則